

各所属所長 様

公立学校共済組合静岡支部長

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明の提出時期について（通知）

令和 5 年 11 月 24 日付け公立静第 343 号「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」において、当制度の概要について周知したところですが、事業主の証明の提出時期等については、下記のとおりとなりますので、御承知おき願います。

### 記

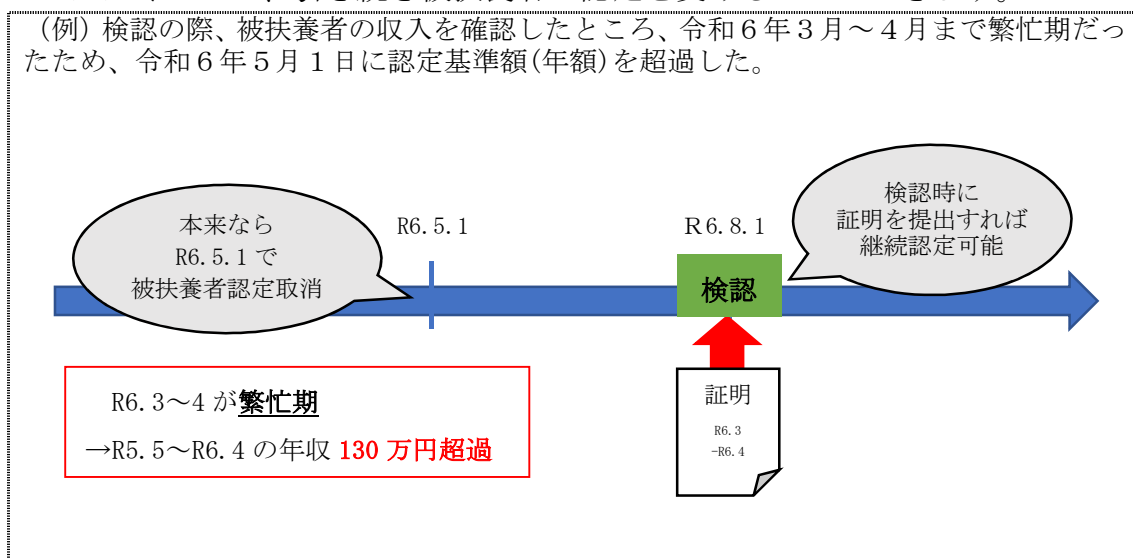
以下、1～4 に該当する際、事業主の証明を御提出いただくことで、被扶養者の認定を受けることが可能です。

ただし、当該取扱いにより認定を受けることができるのは連続して 2 回（※ 1）までとなりますので御承知おきください。

#### 1 被扶養者の資格確認（検認）時

一時的な収入変動（※ 2）により、検認期間中の収入が認定基準額（※ 3）（年額）を超える場合、又は、検認期間中に 3 月以上連続して収入が認定基準額（月額）を超える場合には、その他確認書類と併せて事業主の証明を御提出いただくことで、引き続き被扶養者の認定を受けることができます。

（例）検認の際、被扶養者の収入を確認したところ、令和 6 年 3 月～4 月まで繁忙期だったため、令和 6 年 5 月 1 日に認定基準額（年額）を超過した。

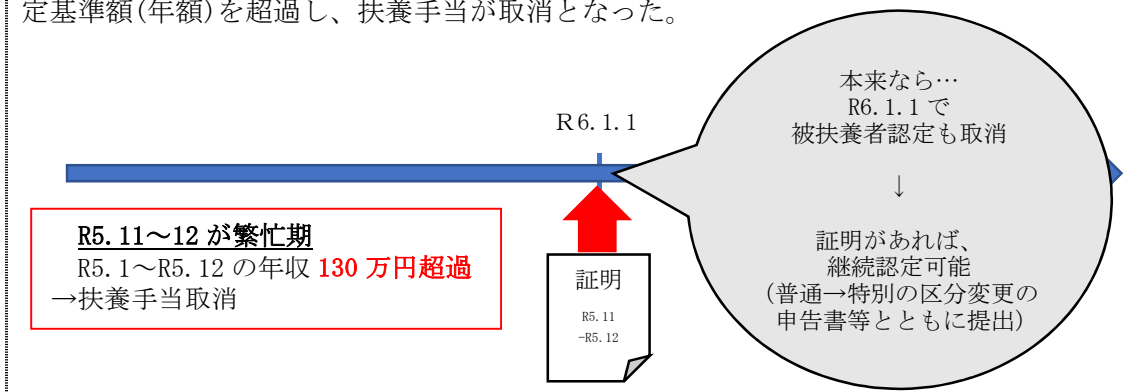


## 2 収入超過による扶養手当の不支給に伴う認定区分変更時

「年収の壁・支援強化パッケージ」による取扱いは、被扶養者の認定には適用されますが、扶養手当の認定等には適用されないことから、一時的な収入変動により扶養手当が不支給となる場合があります、この場合、普通認定から特別認定への区分変更が必要となります。

また、この場合において、収入が認定基準額（年額）を超えている場合、又は、3月以上連続して収入が認定基準額（月額）を超えている場合であっても、その要因が一時的な収入変動によるものである場合には、被扶養者認定・取消申告書（以下「申告書」という。）及びその他の添付書類と併せて事業主の証明を御提出いただくことで、引き続き被扶養者の認定を受けることができます。

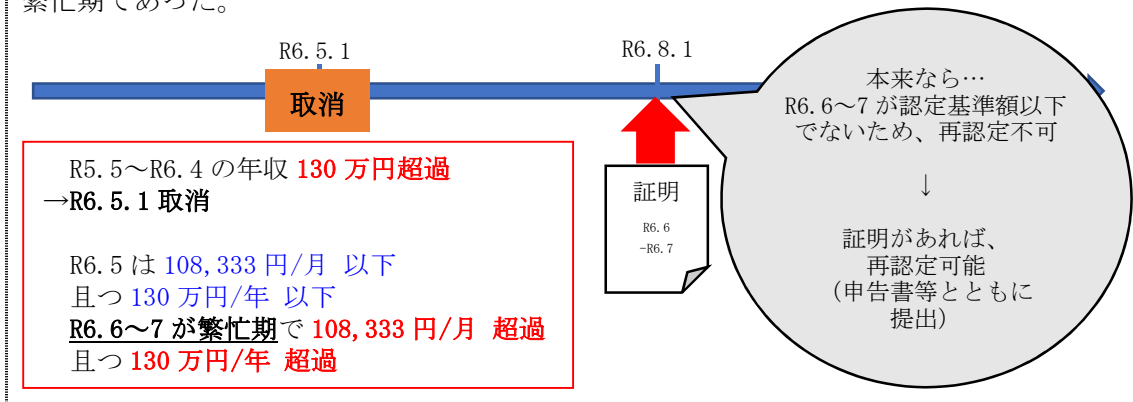
（例）被扶養者が、令和5年11月～12月まで繁忙期だったため、令和6年1月1日に認定基準額（年額）を超過し、扶養手当が取消となった。



## 3 認定基準額（年額）超過による被扶養者認定取消後、再認定を受けるとき

認定基準額（年額）を超える収入があったことにより、被扶養者認定が取消しとなった後、認定基準額（年額）以下の収入となった場合には、再認定を受けることができますが、認定基準額（年額）以下とならなかった場合でも、その要因が一時的な収入変動によるものである場合には、申告書及びその他の添付書類と併せて事業主の証明を御提出いただくことで、再認定を受けることができます。

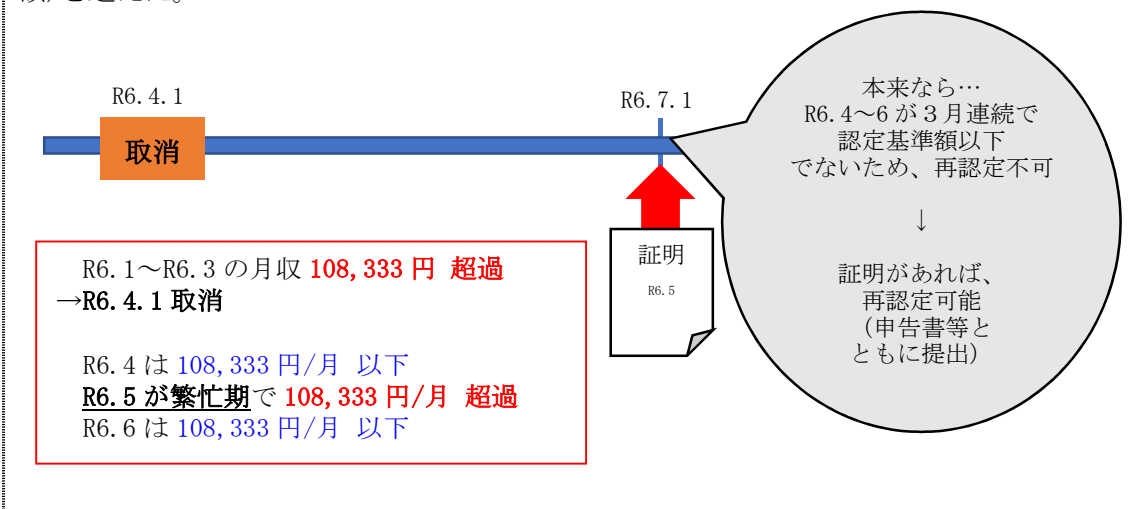
（例）被扶養者が、令和6年5月1日に認定基準額（年額）を超過し、被扶養者認定取消となった。その後、収入確認の際、認定基準額以上であったが、令和6年6月～7月までが繁忙期であった。



4 3か月連続で認定基準額（月額）を超過したことにより被扶養者認定取消後、再認定を受けるとき

3か月連続で認定基準額（月額）を超える収入があったことにより、被扶養者認定が取消しとなった後、3か月連続で認定基準額（月額）以下の収入となった場合には、再認定を受けることができますが、認定基準額（月額）以下とならない月があった場合でも、その要因が一時的な収入変動によるものである場合には、申告書及びその他の添付書類と併せて事業主の証明を御提出いただくことで、再認定を受けることができます。

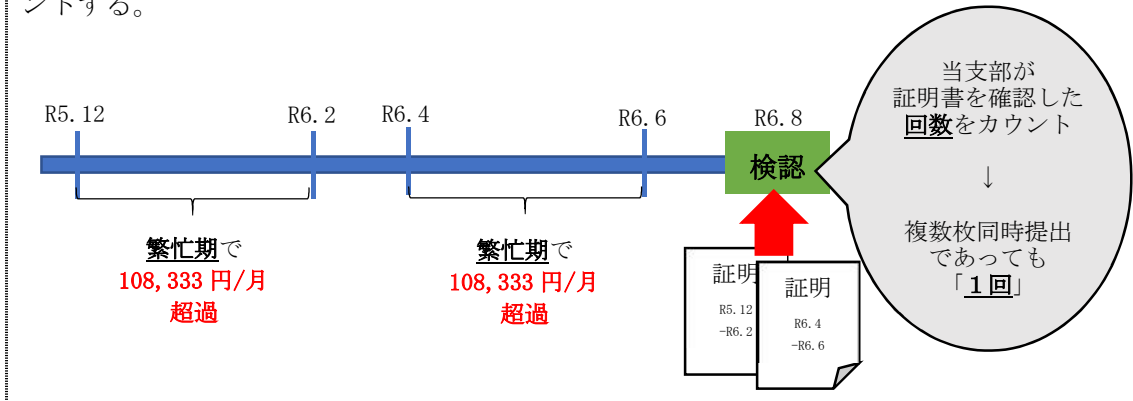
（例）被扶養者が、令和6年1月から3月の収入が認定基準額（月額）を超過し、令和6年4月1日に被扶養者認定取消となった。その後、収入確認をし、令和6年4月、6月は認定基準額（月額）以下であったが、令和6年5月が繁忙期だったために、認定基準額（月額）を超えた。



(※1) 当支部に事業主の証明を御提出いただいた回数であり、事業主の証明の枚数を制限しているものではありません。

(例) 令和5年8月から令和6年7月の間に2度繁忙期があり令和6年度の検認の際、事業主の証明を2枚提出した

→ 証明書は2枚提出しているが、当支部は検認時にのみ確認しているため、1回とカウントする。



(※2) 一時的な収入変動

当該事業所の他の従業員が退職や休職をした場合や繁忙期により当該労働者の業務量が一時的に増加した場合で、時間外勤務手当等が増加した場合をいう。

(※3) 認定基準額

対象者	年額	月額
ア イ以外の者	130万円	108,333円
イ 60歳以上の者 又は 障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者	180万円	150,000円

担当 共済業務班 給付担当  
電話番号 054-221-3135